

## 五監公告第1号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年1月17日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
広 野 甲

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 措置を講じた対象課

教育委員会 学校教育課

### 3. 監査の期間

平成29年10月31日～平成29年11月27日

### 4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 教育用機器類の賃貸借契約に基づき、各学校に配置された物品について、その確認ができないものが多数見受けられた。紛失であれば速やかな届出が必要である。 定期的に物品の現認を行う等、管理体制を確立するとともに、適正な事務処理に努められたい。	賃貸借物品については、新たに台帳を整備し各学校へ配付するとともに、賃貸借物品である旨の表示を行いました。また、学校長を通じて教職員に管理の徹底を指導し、さらに定期的に学校教育課職員が点検を行うことといたしました。 今後、適正な管理に努めてまいります。
② 各種文化体育大会補助金事務について、学校から提出された書類に記載誤りが散見された。 学校には正確な書類の提出を指導され、事務処理に遺漏の無いよう努められたい。	対象の学校に指導し誤りを修正いたしました。今後、書類の確認を徹底し適正な事務処理に努めてまいります。
③ 修繕工事や整備工事について、発注にかかる関係書類及び工事着手後の各種届出書等に整合性の取れない事例が散見された。 確認を徹底し、適正な事務処理に努められたい。	関係書類の誤りを修正いたしました。今後、書類の確認を徹底し適正な事務処理に努めてまいります。